

用 語 の 解 説

表番号	用 語	解 説
1 表	本籍数	市区町村役場に備え付けてある戸籍の総数をいう。
3 表	本籍人口	現在戸籍に在籍する人の総数をいう。
	住民基本台帳に基づく世帯数	住民基本台帳に記載されている者が構成している世帯の数をいう。
	住民基本台帳に基づく人口	住民基本台帳に記載されている者の数をいう。
2 表	嘱託(第2表では「同上嘱託」)	家事事件手続法(平成23年法律第52号)第116条の規定による裁判所書記官からの戸籍記載の嘱託をいう。
4 表	別表第一審判の確定	上記嘱託のうち家事事件手続法第39条及び別表第1に掲げる事項についての審判が効力を生じた場合にされるものをいう。
5 表	審判前の保全処分	上記嘱託のうち家事事件手続法第105条第1項の規定による審判が効力を生じ、若しくは効力を失った場合にされるものをいう。
	就籍	戸籍法(昭和22年法律第224号)第110条、第111条の規定により日本国籍を有していながら本籍を有しない者について新たに戸籍に記載する届出をいう。
	追完	戸籍法第45条の規定により、届出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときに、届書類の不備を補充是正させる届出をいう。
4 表	本籍人届出	当該事件本人の戸籍が所在する市区町村において受理した届出をいう。
5 表	非本籍人届出	当該事件本人の戸籍が所在しない市区町村において受理した届出をいう。
	他市区町村から送付	他市区町村で受理し本籍地市区町村(戸籍の記載を要する市区町村)に送付された本籍人に関する届出事件をいう(在外公館で受理され送付のあったものを含む)。
6 表	新戸籍編製	届出、戸籍訂正等によって新たに戸籍が編製されることをいう。
	戸籍全部消除	届出・戸籍訂正等によって全在籍者が消除されて除籍となることをいう。
	違反通知	戸籍法に規定された過料事件について簡易裁判所に対し行う違反通知をいう。
	戸籍の再製・補完	戸籍法第11条及び第12条第2項等の規定により戸籍又は除籍の原本が滅失又は滅失のおそれがある場合に、その全部若しくは一部を再製又は補完することをいう。
	その他	届出の催告(戸籍法第44条)、戸籍の記載の錯誤遺漏通知(同法第24条第1項)、管轄局に対する許可の申請(同条第2項)をいう。

7 表	全部事項証明書	戸籍及び除籍に記載されている事項の全部を証明した書面で、謄本と同じ内容のものであり、戸籍事務がコンピュータ化された市区町村において交付されている。
	一部事項・個人事項証明書	戸籍及び除籍に記載されている事項の一部を証明した書面で、抄本と同じ内容のものであり、戸籍事務がコンピュータ化された市区町村において交付されている。
	証明	戸籍法第48条の規定による受理証明（戸籍法施行規則第66条第2項に基づく証明を除く。）及び記載事項証明等をいう。
	閲覧	戸籍法第48条第2項の規定による届書その他市区町村長の受理した書類の閲覧をいう。